

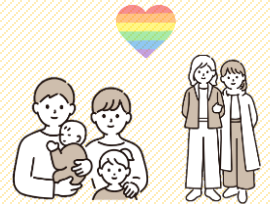
豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

豊川市は、多様な生き方をお互いに認め合い、誰もが心豊かに暮らせる生活環境づくりを目指しています。令和6年7月より、「豊川市パートナーシップ宣誓制度」を「豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」に拡充しました。



パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度ってなに？

互いを人生のパートナーとする2人が日常生活において相互に協力し合うこと、またその2人の一方または双方の子をはじめとする三親等内の近親者などとの関係を含めて家族であると宣誓したことを、市が証明するものです。



宣誓すると、どうなるの？

2人が互いを人生のパートナーとして協力しあうと約束し、パートナーシップを宣誓した事実を証するものとして、受領証や受領証カードが交付されます。

☆家族がいることを要件とした一部の行政サービスなどが利用できます。詳しくは紙面右下のQRコードから豊川市ホームページをご覧ください。

令和6年7月1日～の拡充内容

ファミリーシップ（三親等内の近親者などとの関係）の宣誓が可能になりました！

事実婚の方が宣誓対象になりました！

オンライン宣誓が可能になりました！

宣誓の流れ



宣誓できる方の条件

- ・成年（18歳）に達していること
- ・共に宣誓しようとする2人のうち、少なくともどちらか1人が豊川市民であること（転入予定を含む）
- ・配偶者がいないこと（結婚していないこと）
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップの関係にないこと
- ・パートナーシップ宣誓者同士が近親者でないこと

詳しくは
豊川市ホームページへ！

